議案第 31 号

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

1　損害賠償額　　516,262 円

2　賠償の相手方　　住　所 [redacted]
　　氏　名 [redacted]

3　事故の概要　　上記相手方が、町道幹線 30 号線を自家用車で走行中に、二宮大磯隧道の大磯側入口付近で、トンネル上部の土地（町有地）に生えている樹木の木枝が自家用車に落下し、車体上部後方部分が損傷した。

平成 28 年 6 月 17 日提出

大磯町長　中　﨑　久　雄